コーポレートガバナンス

CORPORATE GOVERNANCE　　DAI-ICHI SEIKO CO., LTD.

最終更新日：2015年3月31日
第一精工株式会社
代表取締役社長 小西 英樹
問合せ先：経営企画室 075-611-7155
証券コード：6640
http://www.daiichi-seiko.co.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、グローバル企業として、経営環境のめまぐるしい変化に迅速に対応し、永続的な成長と発展に努め、企業価値を高め、当社のステークホルダーである株主、従業員、取引先、地域社会等の全てに対し、社会的責任を果たしていくため、健全で透明性のある経営管理体制の充実及び強化に努め、法令遵守経営の徹底に取り組んでおります。

2. 資本構成

外国人株式保有比率 更新	20%以上30%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社ディー・エム・シー	7,200,300	43.05
第一精工従業員持株会	784,880	4.69
小西英樹	496,000	2.96
THE CHASE MANHATTAN BANK, N. A. LONDON SECS LENDING OMNIBUS ACCOUNT(常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	487,100	2.91
THE BANK OF NEW YORK MELLON (INTERNATIONAL) LIMITED 131800(常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	376,800	2.25
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	361,700	2.16
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	304,900	1.82
MORGAN STANLEY & CO. LLC(常任代理人 モルガン・スタンレーMUFG証券株式会社)	274,353	1.64
小西達也	240,000	1.43
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	233,300	1.39

支配株主(親会社を除く)の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明 更新

―――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	12 月
業種	電気機器
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当事項はありません。

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	10 名
社外取締役の選任状況 更新	選任している
社外取締役の人数 更新	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	0 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)									
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
岡田　和廣	他の会社の出身者								○			

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
岡田　和廣		岡田 和廣氏は、株式会社ワコーの代表取締役社長であり、当社はMEMS技術を用いたセンサ等のデバイスを開発する目的で、同社とコンサルタント契約を締結し、報酬を支払っております。 なお、支払額が僅少であることから独立性に影響を及ぼすような重要性はありません。	同氏は、経営者としての豊富な経験とMEMS技術に関する高度な知見を有しており、社外取締役として、その見識を当社の経営に反映していただけると判断いたしました。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役、内部監査室及び会計監査人は、監査の年度方針、計画ならびに監査状況等について適宜打合せを実施して報告、情報・意見交換を行うことで相互の連携強化を図っており、また会計監査の指摘事項を次年度の監査計画に反映するなど効率的、効果的な監査に努めております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)											
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
角田 宗熙	他の会社の出身者													
中田 均	税理士										△			
前出 吉治	公認会計士										△			

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
角田 宗熙	○	―――	角田 宗熙氏は、過去の会社役員等の経験から会社経営全般に精通しており、社外監査役として、その見識を当社の経営に反映していただけると判断いたしました。 また、コーポレート・ガバナンス機能の充実を図るための資質と能力を備え、東京証券取引所が規定する独立性の判断基準にも該当しておらず、一般株主との間に利益相反が生じるおそれがないことから独立役員に指定しております。
中田 均	○	中田 均氏は、1994年1月から2005年6月まで当社顧問税理士を務めておりましたが、現在は顧問契約を解消しており、当社との間において特別な利害関係はなく、独立性に影響を与えるおそれはありません。	同氏は、税理士としての財務及び会計に関する高度な専門知識と豊富な経験を有しており、社外監査役として、その見識を当社の経営に反映していただけると判断いたしました。 また、コーポレート・ガバナンス機能の充実を図るための資質と能力を備え、東京証券取引所が規定する独立性の判断基準にも該当しておらず、一般株主との間に利益相反が生じるおそれがないことから独立役員に指定しております。
前出 吉治	○	前出 吉治氏は、2010年12月に退所するまで当社の会計監査人である有限責任監査法人トーマツに所属しておりましたが、当社の会計監査に関与したことはありません。また、当社との間において特別な利害関係はなく、独立性に影響を与えるおそれはありません。	同氏は、公認会計士及び税理士としての財務及び会計に関する高度な専門知識と豊富な経験を有しており、社外監査役として、その見識を当社の経営に反映していただけると判断いたしました。 また、コーポレート・ガバナンス機能の充実を図るための資質と能力を備え、東京証券取引所が規定する独立性の判断基準にも該当しておらず、一般株主との間に利益相反が生じるおそれがないことから独立役員に指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新	3 名

その他独立役員に関する事項

―――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない

該当項目に関する補足説明

現状では、特段必要との認識はありません。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

有価証券報告書、事業報告にて全取締役の総額を開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬につきましては、株主総会の決議により定められた報酬限度額の範囲内において決定しております。取締役の報酬限度額は350百万円で、第52期(平成26年1月1日～平成26年12月31日)の取締役報酬は248百万円です。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外監査役の業務を補佐する専属のセクションは設置しておりませんが、総務統括部をはじめ全部門が適宜協力する体制としております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

〈企業統治の体制の概要〉
当社の企業統治の体制は、主に取締役会、監査役会、会計監査人で構成されております。
当社の取締役会は、社外取締役1名を含む取締役10名で構成されております。原則として毎月1回開催され、代表取締役社長をはじめ、各取締役の業務執行を監督すると共に重要事項の意思決定をしております。
また、取締役会とは別に、取締役、監査役、執行役員、事業本部長及び事業部長等で構成される経営会議が原則として毎月1回開催され、各事業本部(事業部)で開催した予算実績会議の内容、月次業績報告及び業務執行状況が付議されております。
監査役会につきましては、監査役3名で構成されており、全員が社外監査役であります。うち1名は税理士資格を、1名は公認会計士資格及び税理士資格を有しており、それぞれ専門知識や高い見識経験をもって監査を実施しております。監査役は取締役会及びその他重要な会議に出席し経営全般の監督・監査等を随時行っております。
さらに会計監査人は、有限責任監査法人トーマツが会社法第436条第2項第1号及び第444条第4項並びに金融商品取引法第193条の2第1項及び同条第2項の規定に基づく監査を行っております。

〈責任限定契約の内容の概要〉
当社は、社外取締役及び社外監査役として適切な人材を招聘することができるようにするため、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役及び社外監査役との間に、会社法第423条第1項の責任を限定する契約を締結することができる旨を定款に定めており、社外取締役1名及び社外監査役3名それぞれと当社の間で当該責任を限定する契約を締結しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、上記のように経営の最高意思決定機関である取締役会に社外取締役1名及び社外監査役3名が出席しており、経営監視機能の客観性及び中立性が確保されているものと考えております。また、監査役は社内においては内部監査室と連携を図り、外部においては会計監査人との連携を図っており、各種法令及び社内規則遵守の準拠性に関する監査は適正に保たれていると考えていることから、現在の企業統治の体制を採用しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
その他	東京証券取引所及び当社のホームページ内で株主総会招集通知の閲覧が可能であります。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社の経営方針、事業戦略、業績結果や財務状況等の企業情報を、「正確に」「分かりやすく」、かつ「適時」「公平」にお伝えすることを基本姿勢とするIRポリシーを当社のホームページに掲載しております。 http://www.daiichi-seiko.co.jp/japanese/ir/policy.html	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	第2四半期決算、本決算の年2回、決算説明会を開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社のホームページ（http://www.daiichi-seiko.co.jp）内のIR情報サイトに掲載しております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	代表取締役社長を IR に関する最高責任者とし、情報開示責任者及び担当者を設置しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社のステークホルダーである株主、従業員、取引先、地域社会等からの信頼を獲得するため、当社グループの行動規範として、「第一精工グループ企業行動憲章」、「コンプライアンス宣言」及び「安全憲章」を制定すると共に、自らの行動を監視し、矯正するためのシステム作りの一環として、関連諸規程を整備しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	未来の子供達が安心して暮らせる地球環境づくりに貢献することが、企業使命のひとつとして捉え、ISO14001 規格の認証取得をはじめ、環境マネジメントシステムに関わる外部認証の取得を推進しております。

Ⅳ 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

【内部統制システム及びリスク管理体制の整備の状況】
当社の主な内部統制システム及びリスク管理体制に関する整備の状況は、以下のとおりであります。

1. 取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- コンプライアンス体制の基礎として「役職員コンプライアンス行動規範」推進規程を策定すると共に行動憲章を掲げ、役職員への浸透を図る。
- 取締役から統括責任者を選任し、取締役、監査役その他必要な人員で構成する「内部統制・コンプライアンス推進委員会」と委員長直属の事務局を設置する。
- 「内部統制・コンプライアンス推進委員会」には、各部門に対する指導権限を与える。
- 各部門にコンプライアンス実務担当者を配置する。
- 取締役、推進委員会が法律違反、その他コンプライアンスに関する重要な事項を発見した場合は、監査役に報告しなければならない。
- 業務執行部門から独立した内部監査室を設置し、各部門の業務プロセスを監査し、不正の発見、防止とプロセスの改善に努める。
- 内部の相談、通報窓口としてヘルプラインを設置し、社内におけるコンプライアンスに関する重要な事項がある場合は監査役に報告する。また、その際の通報者には不利な取扱いをしない。

2. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- リスク管理体制の基礎として、リスク管理方針を策定し、各部門に浸透を図る。
- リスク管理全体を統括する「内部統制・コンプライアンス推進委員会」を設置し、当社の業務執行にとってのリスクを認識し、その監視及び対応を行う。
- 大規模な事故、災害、不祥事等が発生した場合は、社長を委員長とし必要な人員で組織する「危機対策本部」を設置し、危機対応の措置をとる。
- 新たに生じたリスクへの対応のために必要がある場合は、速やかに対応責任者となる取締役を定める。

3. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として取締役会を毎月１回開催する。また、必要に応じて適宜開催するものとする。
- 取締役会では、重要事項の決定並びに取締役の業務執行状況の確認等を行うものとする。
- 取締役会とは別に経営会議を開催し、事業運営についての様々なテーマについて、議論を行う場を確保する。

4. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- 取締役の職務の執行に係る情報については、適切かつ確実に保存、管理することとし、必要に応じ閲覧可能な状態を維持することとする。
- 取締役の職務の執行に係る情報、文書等は法令によって決められたものの他、会社にて重要と認められるものを選定する。

5. 株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- 当社は、グループ会社を関係会社管理規程に基づき管理を行う。
- 各事業部に配置するコンプライアンス実務担当者は、事業部に属するグループ会社を含め担当する。
- 「内部統制・コンプライアンス推進委員会」は、グループ会社全体のコンプライアンスを統括、推進する体制とする。
- 内部監査室による監査は、グループ会社も対象とし、定期的に実施する。
- 実務担当者、取締役、推進委員会及び内部監査室がグループ会社において法律違反、その他コンプライアンスに関する重要な事項を発見した場合は、監査役に報告しなければならない。

6. 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
- 監査役の職務を補助すべき者が必要な場合は、監査役スタッフを置くことができる。
- 監査役の職務を補助すべき者の人事は、取締役と監査役が意見交換の上行う。
- 使用人が監査役スタッフとなった場合は、業務の執行に関わる役職を兼務せず、取締役の指揮、命令には服さないものとする。

7. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制とその他監査役の監査が実効的に行われていることを確保するための体制について
- 取締役及び使用人は、法令に違反する事実、会社に著しい損害を与える恐れのある事実を発見したときは、当該事項に関する事項を速やかに監査役に報告をしなければならない。
- 監査役は、いつでも必要に応じて取締役及び使用人に対し報告を求めることができる。その場合は、取締役及び使用人は、速やかに報告をしなければならない。
- 監査役は、取締役会やコンプライアンス推進委員会会議等に出席することができる他、稟議書等の業務執行に関する重要文書を閲覧することができる。
- 監査役は、内部監査室の実施する監査計画の確認や修正を求めることができる。また、内部監査の結果は適宜報告を受け、必要があると認められるときは、追加監査の実施、業務改善策の策定等を求めることができる。
- 監査役は、当社の会計監査人から会計監査内容について説明を受けるとともに情報の交換を行うなどの連携を図っていく。

参考資料「模式図」:巻末「参考資料」をご覧ください。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

1. 基本的な考え方
当社及び当社グループ会社は、反社会的勢力、組織及び団体に対しては、「第一精工グループ企業行動憲章」並びに「第一精工グループ役職員行動規範」に基づき毅然とした対応を行い、一切の関係を排除することを基本方針としております。

2. 整備状況
総務統括部を対応部署として、企業防衛対策協議会に参画し、関連情報を収集するとともに、警察・顧問弁護士とも連携を図るなど、反社会的勢力を排除する体制の整備を推進しております。
また、「第一精工グループ役職員行動規範」には、反社会的勢力との関与の禁止を明記しており、新規取引先との取引開始前には、過去の事件の有無等を調査しております。

V その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

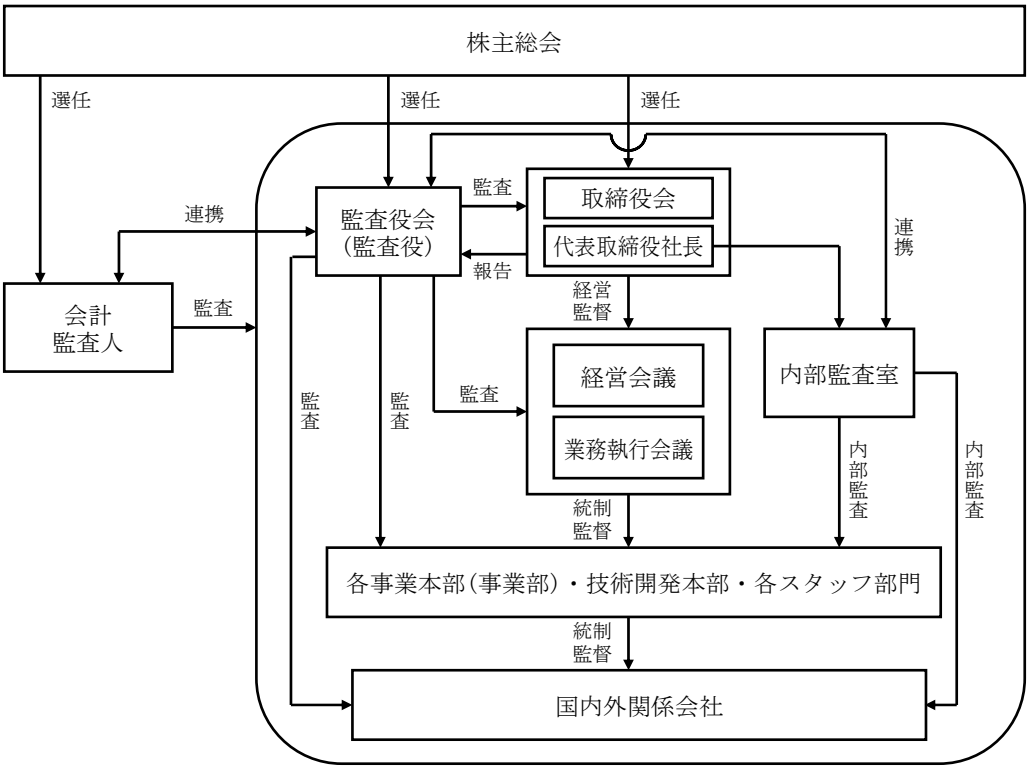
該当項目に関する補足説明

―――

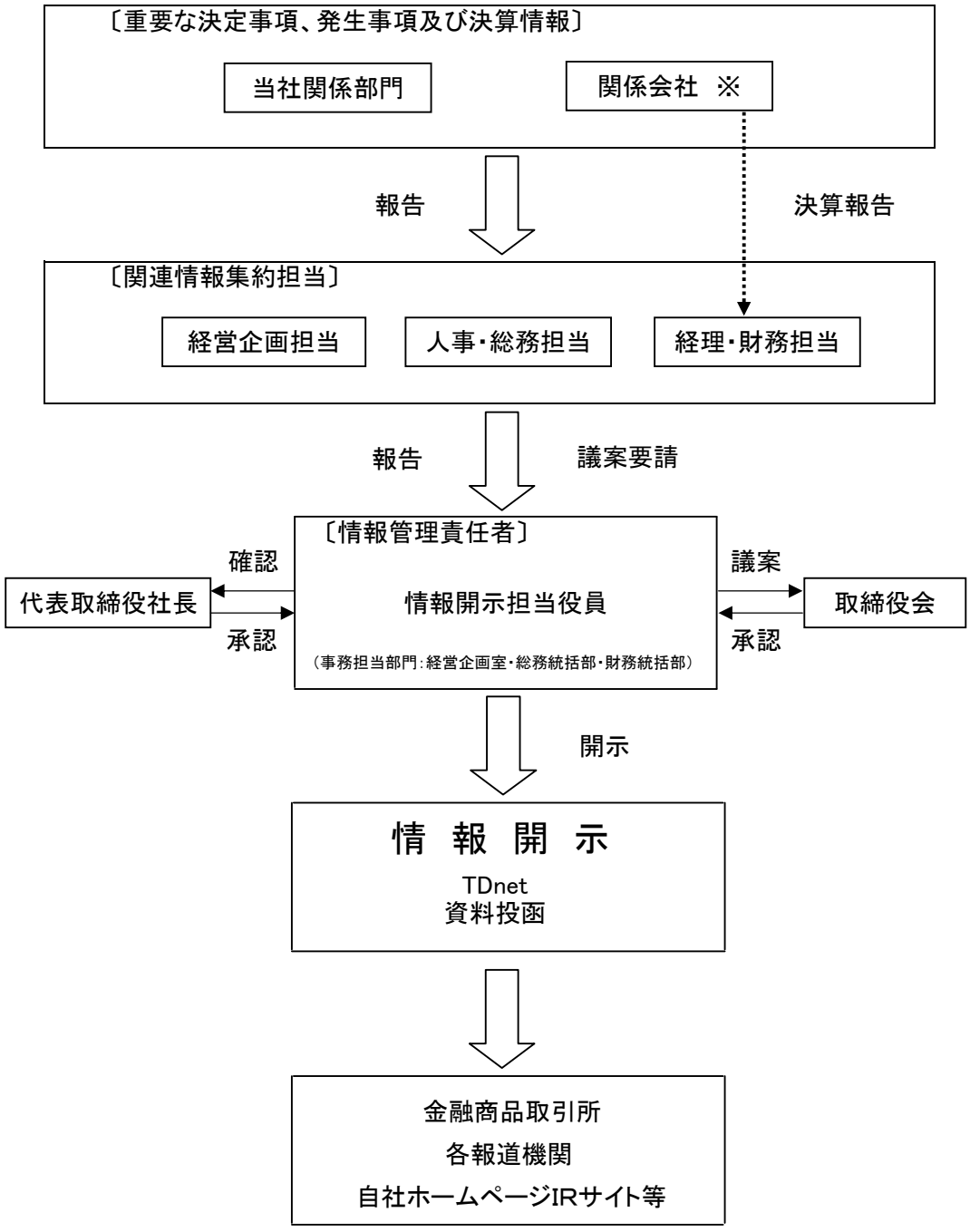
2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

―――

【参考資料　：　模式図】


株主総会
選任
選任
選任
監査役会
(監査役)
監査
取締役会
代表取締役社長
報告
連携
連携
会計
監査人
監査
経営
監督
経営会議
業務執行会議
内部監査室
監査
監査
監査
内部
監査
内部
監査
統制
監督
各事業本部(事業部)・技術開発本部・各スタッフ部門
統制
監督
国内外関係会社

【参考資料 ： 適時開示体制の概要】



※ 海外の緊急情報は直接情報開示担当役員に報告